

御注意	平成 年 月 日	所管 業種目	概況書	要否	別表等	※	連結申告	一連番号
	税務署長殿	連結親法人 整理番号				税務署	連結グループ 整理番号	
	電話 () -	期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	非中小法人		連結事業年度(至)	年 月 日	
		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの				売上金額	兆 十億 百万	
		同非区分	特同 定社 同族会社 非同族会社			申告年月日	年 月 日	
		経理責任者 自署押印				申告区分	序指定 局指定 指導等 区分	
		旧納税地及び 旧法人名等				通信日付印	確認印	省略
		添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益処分表、勘定科目内訳明細書、個別増減額に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書			年 月 日	年 月 日	年 月 日

平成 年 月 日

連結事業年度分の 申告書

翌年以降送付要否	要	否
----------	---	---

平成 年 月 日

(連結中間申告の場合の計算期間 平成 年 月 日)

税理士法第30条の書面提出有	税理士法第33条の2の書面提出有
----------------	------------------

	十億	百万	千	円
連結所得金額又は連結欠損金額(別表四の二[50の①])				
法人税額(36)又は(37)				
法人税額の特別控除額(別表六の二[27]+別表六の二[16]+別表六の二[18]+別表六の二[17]+別表六の二[19]+別表六の二[15]+別表六の二[14]+別表六の二[12]+別表六の二[11])				
差引法人税額(2)-(3)				
リース特別控除取戻税額(別表六の二[30]+別表六の二[31]+別表六の二[32]+別表六の二[33])				
課税土地譲渡利益金額(別表三(二)[24]+別表三(二)[25]+別表三(三)[20])			0	0
同上に対する税額(38)+(39)+(40)				
課税連結留保金額(別表三の二[34])			0	0
同上に対する税額(別表三の二[42])				
法人税額計(4)+(5)+(7)+(9)				0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額				
控除税額(((10)-(11))と(43)のうち少ない金額)				
差引連結所得に対する法人税額(10)-(11)-(12)				0
連結中間申告分の法人税額				0
差引確定/連結中間申告の場合は法人税額(13)-(14)その税額とし、マイナスの場合は、(17)へ記入				0
連結中小法人の親法人の場合が合算の場合(1)の金額又は800万円×可相当額のうち少ない金額				0
(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(30)				0
連結所得金額(30)+(31)				0
連結所得金額(1)				0
土地譲渡税額(別表三(二)[27])				0
同上(別表三(二)[28])				0
所得税の額(別表六の二[6の③])				
外国税額(別表六の二[17])				
計(41)+(42)				
控除した金額(12)				
控除しきれなかった金額(43)-(44)				

	十億	百万	千	円
この申告による還付金額				
所得税額等の還付金額(45)				
連結中間納付額(14)-(13)				
連結戻し請求税額				
計(16)+(17)+(18)				
この申告が修正申告である場合				
連結所得金額又は連結欠損金額				
課税土地譲渡利益金額				
課税連結留保金額				
法人税額				
還付金額				
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(((15)-(23))若しくは((15)+(24))又は(24)-(19))				0
連結欠損金等の当期控除額(別表七の二[3の計]又は[16])				
翌期へ繰り越す連結欠損金(別表七の二[5の合計])				
この申告の修正申告前の還付金額				
連結欠損金の当期控除額				
翌期へ繰り越す連結欠損金				
(30)の18%相当額				
(31)の30%相当額				
法人税額(34)+(35)				
法人税額((33)の30%相当額)				
土地譲渡税額(別表三(三)[23])				0
還付を受ける金融機関等	銀行 本店・支店 出張所 預金	金庫・組合 本所・支所	農協・漁協	郵便局名等
口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号			
※税務署処理欄				

法 0301-0101-02

税理士 署名押印